

京都市告示第243号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成23年9月13日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
船津 洋一郎	ふなつ治療院	上京区千本通一条上る泰童片原町663番地の1 上京ハウス3棟103	平成23年8月18日
川久保 裕介	ずいせん整骨院	左京区吉田牛ノ宮町25番地の1	平成23年8月1日
小林 亜希	こばやし接骨整骨院	左京区田中上古川町8番地の4の2	平成23年8月26日
小林 千洋	こばやし接骨整骨院	左京区田中上古川町8番地の4の2	平成23年8月26日
梅本 英克	梅本接骨院	中京区西ノ京藤ノ木町3番地の15	平成23年8月1日
三宮 理誌	三宮治療院	中京区姉小路通室町東入柿本町406番地	平成23年8月2日
小城 圭	こじょう鍼灸マッサージ	山科区西野山階町45番地の3 ハイックローバーD102	平成23年8月1日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
林 正信	あんず鍼灸整骨院	山科区音羽野田町15番地の9 ハヤシスタジオビルの1階	平成23年8月18日
田邊 明	秋亜整骨院	山科区西野今屋敷町28番地の4	平成23年8月1日
漆谷 吉雄	漆谷療院	南区西九条川原城町21番地	平成23年8月1日
堀川 裕司	ときわの鍼灸整骨院	右京区太秦京ノ道町11番地の2 プラムタウンイマイ1階	平成23年6月1日
山辺 慎吾	ときわの鍼灸整骨院	右京区太秦京ノ道町11番地の2 プラムタウンイマイ1階	平成23年7月1日
田中 賢次	田中接骨院	伏見区醍醐槇ノ内町63番地の2	平成23年8月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)